

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置要綱

平成 19 年 1 月 5 日

要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、府中市高齢者保健福祉計画及び府中市介護保険事業計画の円滑かつ適正に推進させるため、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 府中市高齢者保健福祉計画に関する事項
- (2) 府中市介護保険事業計画に関する事項
- (3) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員 16 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 介護保険サービスの利用者及び介護保険の被保険者 2 人以内
- (3) 介護保険サービス事業者 2 人以内
- (4) 福祉、医療又は保健に係る団体の構成員 7 人以内
- (5) 権利擁護相談事業等を行う者 1 人
- (6) 公募による市民 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 5 会議は公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開にすることができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己の利害に係る事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、又は発言することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年1月5日から施行する。
- 2 この要綱が施行した後、最初に委員となった者の任期は、平成19年2月1日から平成21年3月31日までとする。

付 則 (平成21年3月27日要綱第31号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。